

# 当院からのご案内

当医院は保険医療機関の指定を受けています。

当医院は以下の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届け出を行っています。

## ●歯科初診料の注1に規定する基準

・歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に院内感染に係る院内研修等の実施をしています。

## ●歯科外来診療医療安全対策1と感染症対策感染対策1

・歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、院内感染防止対策に係る研修を受けた者を配置しています。診療中の状態急変への対応を円滑に行うため、医療保険機関と事前に連携体制を整えています。

## ●クラウン・ブリッジの維持管理

・クラウン・ブリッジ維持管理

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

## ●CAD/CAM 冠および CAD/CAM インレー

・CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて制作される冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

## ●歯科治療時維持医療管理

患者さんの歯科治療にあたり、以下の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制をとることができます。

## ●医療 DX 推進体制整備加算

1) オンライン請求を行っております。

(2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。

(3) (医科) 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。

(4) (医科・歯科) 電子処方箋を発行する体制については電子カルテメーカーの対応待ちです。(経過措置 令和7年3月31日まで)

(5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。(経過措置 令和7年9月30日まで)

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しております。

(7) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示いたします。

## ●小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算

当院は、口腔管理機能強化加算（口管強）の施設基準を満たしています。

これは、小児から高齢者まで、幅広い患者さまの口腔機能の改善と管理を図ることができる地域の中核歯科診療所として、国が認めた施設基準です。

### 当院の医療安全管理体制について

1. 当院は、医療安全管理者を配置し、偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう、外来診療、在宅医療や緊急時の別の医療機関との連携体制を確保しています。
2. 当院は、院内感染対策管理者を配置し、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。
3. 当院の歯科医師は、高齢者の心身の特性、重症化予防のための継続管理、口腔機能の管理及び緊急時対応、認知症対応力の向上に関する研修等を修了しています。
4. 当院は、患者さんにとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置と器具を備えています。

- ・歯科用吸引装置（口腔外バキューム）
- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・血圧計酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・救急蘇生セット